平成24年度　第２回長野市消費生活協議会　会議録

１　日　　時　　平成25年２月15日（金）　14時～16時

２　場　　所　　長野市もんぜんぷら座　802会議室

３　出　席　者　　委　員

渡邉　　哲　委員　　吉池　　章　委員

絹川　千代　委員　　冨田　和子　委員

安部　　務　委員　　山口　寿志　委員

丸田　晶子　委員　　小口　由美　委員

（欠席４名）

事務局

生活部長　金井　隆子

市民課課長補佐　竹節　昌弘

消費生活センター所長　退町　洋三

消費生活センター係長　小林　達也

４　傍　聴　者　　なし

５　議 事 項 目　　(1) 長野市消費者行政の近況について　　資料１

(2) 消費者教育・消費者啓発について　　資料２

６　会議の概要

≪協議事項　(1) 長野市消費者行政の近況について≫

事務局

（説明）

委員

消費者啓発のうち、地域の多様な主体による消費者問題に関する活動の支援については、前回の協議会でも説明を受けたが、記載された団体に申込みをしたのか。

事務局

地区住民自治協議会は担当者会議で事業の説明を行い、各地区で検討し実施していただいたものである。また、市内の消費者団体には個別に照会し、取り組んでいただいたものを掲載している。

委員

５年ほど前に振り込め詐欺被害防止の出前講座を、寸劇を交えて行っていただき評判がよかった。高齢者は寸劇や落語を楽しみながら情報を吸収していく傾向があるので、地域の福祉委員会などでこのような取り組みを要望することはできるか。

事務局

国の補助金を活用して取り組んでいるため、出前講座のような少数での活用は難しい。

〔進行〕

≪協議事項　(2) 消費者教育・消費者啓発について≫

事務局

（説明）

委員

市長から、諮問をいただいてから２年近くになる。この間に新たに消費者教育推進法ができるなど状況も変化してきている。そうなると、時系列の変化に伴って、答申の考え方も変えるべきではないかと思うが、その辺りをどのように判断するのか。

もう一点、消費者教育推進法を踏まえ、いわゆる消費者基本計画の地方版、長野市消費者基本計画を作成することを前提とした答申をすべきではないかと思う。その上で、計画の一部に消費者教育・消費者啓発を位置づけるとともに、消費者市民教育の構築、すなわちコンシューマ・シチズンシップを位置づけるためには、委員の皆さんで市民社会とはどんなものかを共通理解しないと、答申に反映できないのではないか。

事務局

消費者教育推進法が昨年８月に公布され 12 月に施行となったことから、基本的には消費者教育推進法を踏まえた上で考えないと実態に合ったものにはならないと思うが、消費者市民社会については、これまでの協議会の中で議論されてこなかったことであり、現状では反映することは難しいのではないかと思われる。

また、長野市消費者基本計画について、長野県では来年度の作成に向けて動いているようだが、市はそこまで考えていない。おそらく県で作成された計画を踏まえて対応していくことになる。

委員

そうなると、答申にあたっては消費者市民社会の構築に関した文言及び消費者基本計画の長野市版に相当するようなものは考慮せずに答申して構わないと理解してよいか。

委員

協議会の性格からして、委員の言われるところまで持っていくのはとても無理ではないかと思う。そこで、この２年間に委員の皆さんで協議した内容を今後の取り組みとして絞って、まとめていくしかないのではないか。

委員

そのように事務局で判断されるのであればそれで構わないし、もし、答申の内容に入れ込むのであれば、急遽その対応を講じなければならない。

事務局

消費者市民社会の構築及び長野市消費者基本計画については、これまで議論していないので、この内容に触れることは難しいと思う。

委員

市長並びに市民に対する抗弁ができれば何も申し上げないが、もし、緊急にこの協議会で消費者市民社会の構築について共通理解を深めた上で進めるのであれば情報提供させていただく。

事務局

本協議会は年に２回の開催であり、現在の委員の任期中に再度開催することは厳しく、十分な議論を行うには時間的にも難しいと思われる。

委員

消費者教育推進法の中身をみると、委員の皆さんで話し合ってきたことが法律として反映されている部分もあるように思う。本来であれば、会議も法律の改正等を踏まえ随時開催して情報提供が受けられると、市の消費者行政に反映するためにも良いと思うが、市の事情もある。

委員

諮問の文言を反映させた形で答申を作成すると考えると、本文の３行目に、「このような状況を

踏まえ、消費生活に関する正しい知識と判断力を身につけることが重要であることから、消費者啓発・消費者教育の取り組みについて、長野市消費生活の安定及び向上に関する条例第９条の規定により、貴協議会の意見を求めます」とある限り、何らかの形で反映させたい言葉があって、消費者教育推進法に基づいた消費者市民社会の構築を目指しあるいは目途とし、消費生活に関する正しい知識あるいは判断力を身につけることに、「消費者市民社会の構築」という言葉を入れて作った方が良いのではないかと思う。

また、配布資料の中にも消費者教育推進法の概要が示されているので、知らなかったでは済まされないのではないか。

そこで、消費者市民社会とはどういうものかを委員の皆さんで共通理解する必要がある。消費者教育推進法に出てくる消費者市民社会の構築については、消費者市民社会を別の見方をすると「コンシューマ・シチズンシップ」という言葉に置き換えられる。また、消費者基本法において消費者に求められる「自立」の「社会的責務化」として、消費者の自立に伴って、消費者が権利を有するだけでなく、それ相当の義務を負う人格であると明確に位置づけられており、委員としては、消費者の立場というものが権利と義務の双方を有するという認識に立つ必要があることをご理解いただきたい。

さらに、消費者の社会的責務としての「自立」とコンシューマ・シチズンシップとして、これからの日本における消費者行政の中で、消費者教育推進にあたっては、コンシューマ・シチズンシップが前提となることが、平成 20 年度国民生活白書で、消費者市民社会への展望として消費者市民社会の構築が挙げられ、これを受けて消費者基本法の中でも消費者教育の重要性が謳われている。

従って、答申にあたっては消費者市民社会の構築という文言が避けて通れないことを理解いただきたい。

その上で、消費者市民社会に消費者は何をすべきかだが、「市場における取引の当事者としての消費者は、対峙するもう一方の当事者である事業者と対等に取引を行うための要素・資質として「自立」が求められるようになった。」ということで、消費者が自ら必要な知識や能力を身につけるべきであると言っている。それを消費者教育推進法で求めているのであるから、これを答申の中に反映させなければならない。

そのためには、行政の支援が必要となる訳で、市民の消費生活を守る以上、情報提供や消費者教育を積極的に推進していくスタンスに立って、消費者教育に特化した強力な答申内容にしていくべきで、その上で、国のやり方、県のやり方を踏襲するのでなく、長野市のオリジナリティ、意気込みを出していくべきである。そういったことから、答申の中には「消費者市民社会の構築を前提とした長野市の消費者教育の充実にあたるべき」という文言を、是非とも入れて欲しい。

事務局

確かに、諮問した時点では消費者教育推進法は出来ていなかったことから、諮問書にある記述になっているが、これまで２年近くご検討いただいた内容も、決して施行された消費者教育推進法とかけ離れたものではなく共通部分もあると思う。

法律で謳っている事業者や事業者団体の取り組みや学校教育での消費者教育をどのように行っていけば良いか、また、消費者教育推進地域協議会の設置についても今後、議論していかなければならない課題であり、今までの意見を踏まえたで答申を作っていただければよろしいかと思う。

ただ、消費者教育推進法に挙げられた一つ一つの項目を、改めて協議することは時間的にも困難であるので、これまでの検討内容を参考として、消費者教育推進法の取り組みに生かして欲しいという主旨を入れていただければと思う。

委員

消費者市民社会の構築を目指してという言葉が文言の中に必要だということか。

委員

内容的には消費者教育推進法の内容に則したものが出ているが、答申の表現として消費者教育推進法を前提するのかしないのかを協議して決める必要がある。

ただ、そのときに消費者基本計画の地方版あるいは消費者教育の地方版を作ることを前提にして答申するということであれば、何らかの形でキーワードとなるもの、例えば、「消費者の自立に伴った権利と義務」であるとか「消費者市民社会の構築」といった文言を前提とした内容の答申をするかしないか、その辺りの方向性を決めないと答申書が作りづらいのではないか。

事務局

答申に向け資料をまとめていく今の段階で、新たな要素が出てきていることもあり、次のステップにレベルアップしていくための橋渡しの答申として表に現すことが必要となってくる。

消費者教育推進法に基づき、新たに出てきている行政の責務なども指し示していただくような内容も必要であるが、この会議の中で議論し、こうすべきだというところまで話が及んでいないことから、これを文字にするには躊躇する部分がある。

刻々と環境が変わっていくうえ、拠り所となる新たな法律も出てきたことから、これからの教科書になるようなものを作り上げるために忌憚のない意見を出していただき、それを受けて中身をもみたいので、お力をいただいて良いものを作って、次のステップにつなげたいという思いである。

委員

消費者教育推進法は出来たばかりで、名称を聞くのも初めてという方もおられると思う。消費者基本法は、どちらかというと消費者保護の観点だったが、消費者教育推進法は、消費者も自ら学んで事業者と対応となるために、それぞれの段階において教育を受けられる体制作りが必要ということが掲げられている。

これまで協議会で検討してきた内容も、それぞれ言葉は違っていても、目指しているところは同じだと思うので、そこに行き着く段階の意見を出していただければ良いのではないか。その上で、今日の成果を委員の皆さんにお諮りしていきたい。

事務局

どういうものを目指していくのかを明確にした方が良いというのが委員さんのご意見だと思う。そこで、「消費者市民社会の構築を目指して」などの言葉を入れていくのかを決めていただきたい。

委員

個々の具体的な取組内容はこれで良いと思うが、目標をはっきり示すのであれば、きちんとした定義に基づいた言葉を使うのも一つの案かと思う。

事務局

委員の提案を踏まえて、会長より各委員に打診してもらいたい。

委員

目標とするものをきちんと出して、その上で後段につなげていくのが良いと思うが如何か。

委員

平成 23・24 年度の協議会で各委員から出された意見が反映されているので、流れはこの形でよいと思うが、答申書を作るにあたり「消費者市民社会の構築に向けた、あるいは前提として検討したとか、長野市消費者教育に関しては消費者市民社会の構築に向けた施策を講じることを答申する」などの文言を付け加えて欲しい。

委員

本日の意見をまとめて、委員の皆さんに連絡するので、そこで再度ご意見をいただいた上でまとめたい。その後は、会長、副会長の判断に一任させていただきたい。

（了承）

事務局

本日の会議録、答申書案が出来次第、委員の皆さんにお送りするのでご確認いただき、最終的な判断は会長、副会長にお願いしていくことを了解いただきたい。

（終了）